

Ⅱ 契 約 の 締 結

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別，供給電気方式，託送約款等に定める供給地点，需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約電力，発電設備，蓄電池，業種，用途，使用開始希望日，使用期間，連絡体制および料金の支払方法

- (2) 契約種別については，ベーシックプランを基準として，当社と協議していただきます。
- (3) 契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を申し出ていただきます。
- (4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。
- (5) お客さまが保安等のために必要とされる電気については，託送約款等に定めるところにより，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (6) お客さまおよび当社は，次の場合を除き，需給契約を履行する以外の目的で，需給契約の内容および需給契約にもとづく取引に関する情報を，第三者に開示してはならないものいたします。

なお、お客さままたは当社は、ロまたはハに該当する場合は、自らが負う義務と同等の義務を開示の相手方に対して負わせるものといたします。

イ 法令および監督官庁その他公的機関からの要請にもとづき開示する場合

ロ お客さままたは当社の関係会社等を開示する場合

ハ お客さままたは当社の資金調達先等を開示する場合

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みに対して当社が供給の意思表示を行なったときに成立いたします。

なお、当社が供給の意思表示を行なったときとは、当社が電気需給契約のご案内を送付した日または電磁的方法により提供した日とし、これによりがたい場合には、13（需給契約書の作成）の需給契約書に調印を行なった日といたします。

また、当社は、需給契約の成立に先だって、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明し、需給契約の成立後遅滞なく、契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までといたします。

また、契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、新たな契約期間について、契約期間満了に先だって、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明し、また、新たな契約期間、需給契約を継続した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地について、需給契約の継続後遅滞なく、契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

なお、その他の事項については、原則として契約締結前交付書面およ

び契約締結後交付書面の交付または電磁的方法による提供ならびに説明を省略いたします。

ロ 臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ハ お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の2契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合
臨時電力、予備電力
- (2) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の託送約款等に定める供給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1需給契約を結ぶとき。
- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。

10 供 給 の 開 始

- (1) 当社は、需給契約が成立したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供

給いたします。

- (2) 天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

12 供給の単位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として，1 需給契約につき，1 供給電気方式，1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

13 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。